

阿賀野市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和 5 年 10 月

令和 7 年 2 月改訂

阿賀野市

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項.....	3
(1) 目的	
(2) 対象とする事務・事業の範囲	
(3) 対象とする温室効果ガスの種類及び算定方法	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
4. 温室効果ガスの排出削減目標.....	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表.....	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
7. 参考資料	11

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年（令和 3 年）8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間生活の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃以内に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年（平成 30 年）に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年（令和 32 年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年（令和 32 年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年（令和 2 年）10 月、我が国は、2050 年（令和 32 年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年（令和 3 年）4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年（令和 12 年）度の温室効果ガスの削減目標を 2015 年（平成 27 年）度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和 3 年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050 年（令和 32 年）までの脱炭素社会の実現を基

本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和 3 年）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021 年（令和 3 年）10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年（令和 32 年）カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年（令和 12 年）度において、温室効果ガスを 2013 年（平成 25 年）度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年（令和 12 年）度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年（令和 12 年）度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	産業	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	家庭	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	運輸	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

2021 年（令和 3 年）10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を 2030 年（令和 12 年）度までに 50%削減（2013 年（平成 25 年）度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を 2025 年（令和 7 年）度までに 95%、2030 年（令和 12 年）度までに 100%とすることを目指すとしています。

2. 基本的事項

(1) 目的

阿賀野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、阿賀野市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は、本市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は巻末の参考資料を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガスの種類及び算定方法

本計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンガス等(4 種類)) の物質のうち、排出量の 9 割以上を占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2023 年（令和 5 年）度から 2030 年（令和 12 年）度末までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2026 年（令和 8 年）度に、計画の見直しを行います。

項 目	年 度								
	平成 27 2015	…	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	…	令和 12 2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始			計画 見直し			目標 年度
計画期間									

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び阿賀野市総合計画に即して策定します。

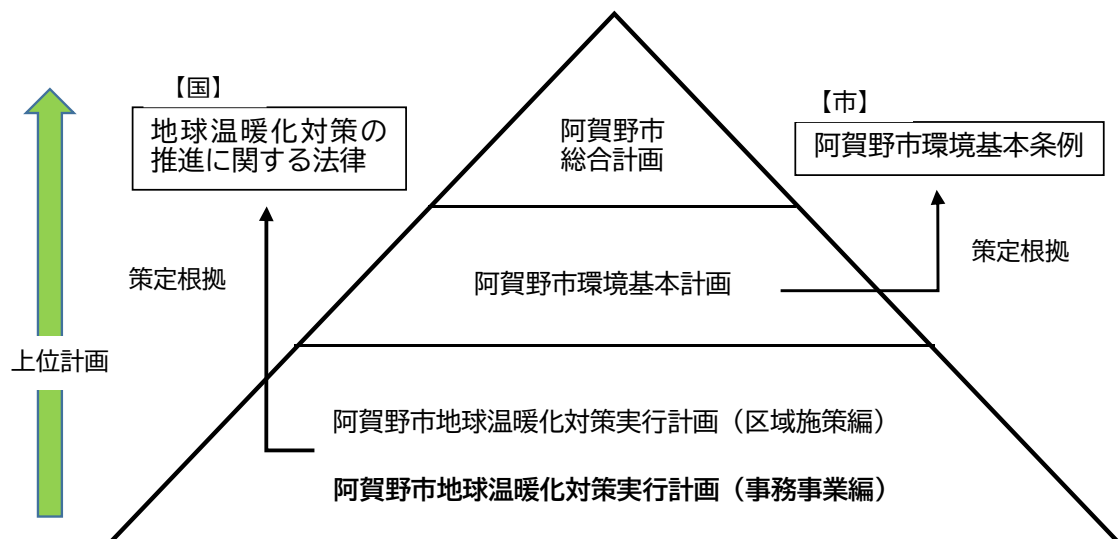
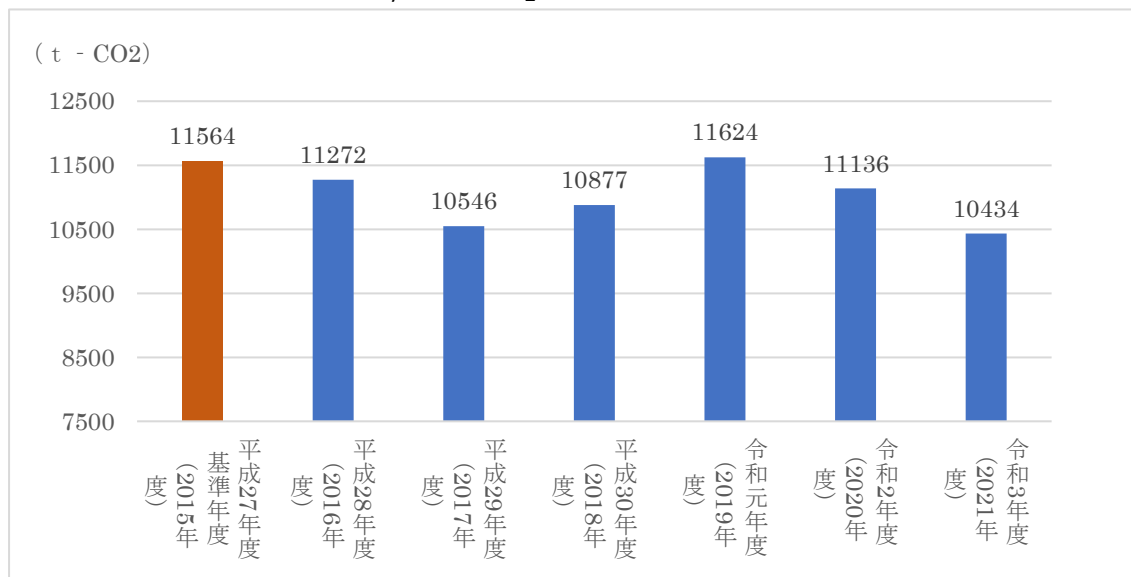


図 2 阿賀野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

本市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2015 年（平成 27 年）度において、11,564t-CO₂ となっています。その後、2017 年（平成 29 年）度に 10,546 t-CO₂ まで減少しましたが、2019 年（令和元年）度に 11,624 t-CO₂ まで上昇して以降、2021 年（令和 3 年）度に 10,434 t-CO₂ となっており、近年は減少傾向にあります。



データの出典：阿賀野市公共施設エネルギー調査(管財課) より

図 3 阿賀野市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

※ガソリン使用量に関して、平成 27 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度の使用量の実績データがなく、平成 27 年度と平成 28 年度は平成 29 年度の使用量を用い、平成 30 年度と令和元年度は、推計により各年度使用量を算出し各種データに反映しました。

エネルギー種別では、電気が全体の69%を占め、次いで灯油18%、重油8%、LPG4%、ガソリン1%となっています。

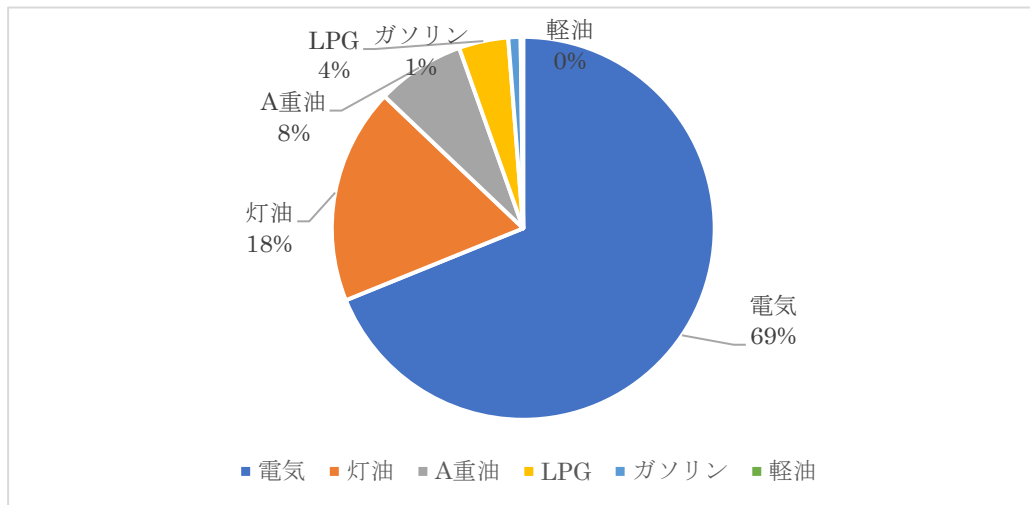


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合 2015年（平成27年）度

基準年度の2015年（平成27年）度の各燃料の使用量を100とした場合のエネルギーの使用傾向を図5に、またその時の使用量（原油換算）を表2にまとめました。

A重油は、2016年（平成28年）度以降の減少が目立ちます。これは、2015年（平成27年）10月1日にあがの市民病院を建て替えたことが要因となっています。

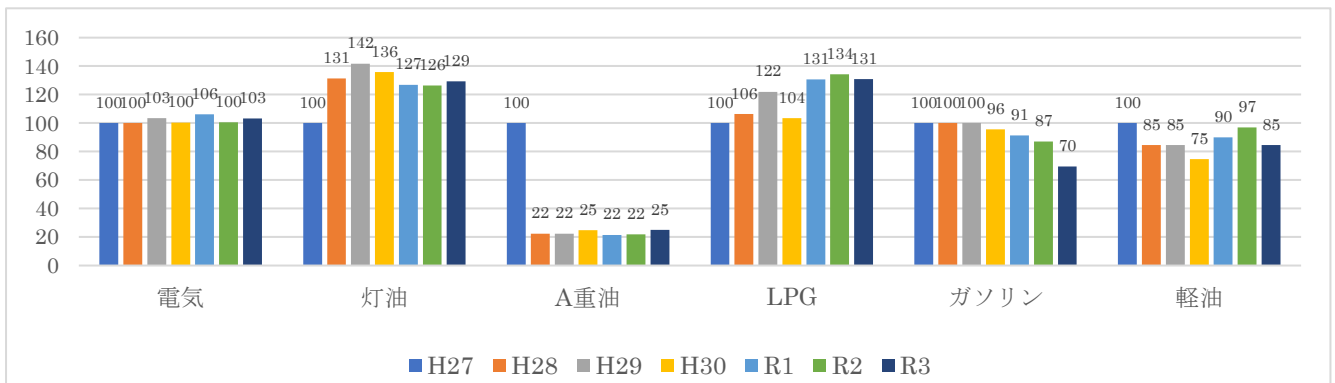


図5 基準年度の2015年（平成27年）度を100とした場合のエネルギーの使用傾向（原油換算：kℓ）

種別	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
電気	3,586	3,588	3,710	3,596	3,804	3,602	3,699
灯油	804	1,056	1,140	1,092	1,020	1,016	1,040
A重油	272	61	61	68	59	60	68
LPG	159	169	194	165	208	213	208
ガソリン	46	46	46	44	42	40	32
軽油	13	11	11	10	12	13	11

表2 年度別エネルギーの使用状況

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、阿賀野市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度 2030 年（令和 12 年）度に、基準年度 2015 年（平成 27 年）度比で 46%削減することを目標とします。

項 目	基準年度 2015 年 （平成 27 年）度	目標年度 2030 年 （令和 12 年）度
温室効果ガスの排出量	11,564t-CO ₂	6,244t-CO ₂
削減率	—	46%

表 3 温室効果ガスの削減目標

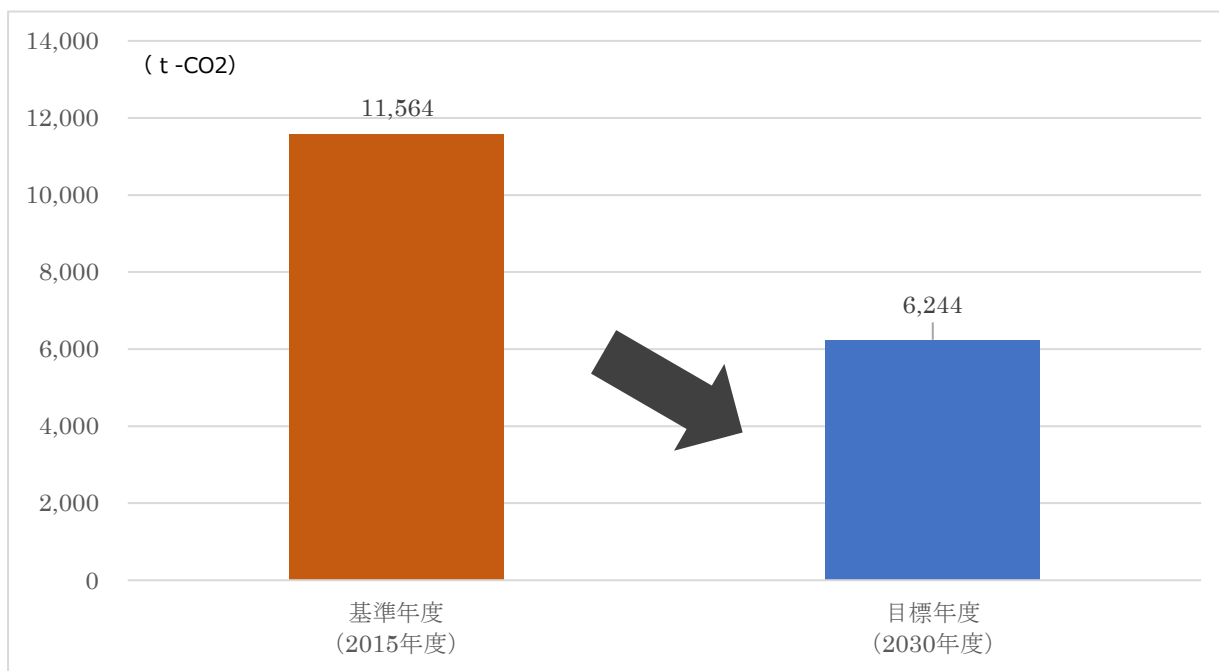


図 6 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表 4 に示された取組が示されています。阿賀野市においても、この目標を強く意識した取組とします。

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030 年（令和 12 年）度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented ^{※1} 相当以上とし、2030 年（令和 12 年）度までに新築建築物の平均で ZEB Ready ^{※2} 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車（EV ^{※3} 、FCV ^{※4} 、PHEV ^{※5} 、HV ^{※6} ）がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年（令和 4 年）度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年（令和 12 年）度までに全て電動車とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた施設全体の LED 照明の導入割合を 2030 年（令和 12 年）度までに 100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年（令和 12 年）度までに国（各府省庁）で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の 3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+Renewable を徹底し、サーキュラーエコノミー ^{※7} への移行を総合的に推進する。

表 4 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

※1ZEB Oriented：外皮の高性能化及び高効率な省エネルギーの実現に向けた設備を備えた延べ面積 10,000 m²以上の建築物

※2ZEB Ready：外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

※3EV：電動自動車

※4FCV：燃料電池自動車

※5PHEV：プラグインハイブリッド自動車

※6HV：ハイブリッド自動車

※7サーキュラーエコノミー：廃棄物をなくし資源を循環させ自然を再生するための循環型の経済システム

阿賀野市における取組

① 施設設備等の運用改善

- ・現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

番号	取 組 内 容
1	ボイラーや燃焼機器は、高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
2	空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて、送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

- ・新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

3	高効率ヒートポンプなど、省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
4	公共施設及び学校施設全体で、照明の LED 化を進めます。

③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

5	阿賀野市グリーン購入推進要綱に基づいた物品の調達を進めます。
6	用紙の節減（節水、ごみの減量）に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

7	空調熱源の選定にあたっては、建物の熱負荷特性、維持管理体制等について総合的に考慮し、発電設備の導入を検討します。
---	--

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

- ・次世代自動車を積極的に導入し、温室効果ガスの発生量を削減します。

8	公用車を更新する際には、原則的に電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。
---	---

⑥ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

9	不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
10	空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。

⑦ 職員のワークライフバランスの確保

- ・ 温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

1 1	ノー残業デーは定時退庁を実施し、超過勤務を縮減します。
1 2	事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的取得を推進します。

★取組番号 3、4、7、8においては、下記目標設定をします。

3	空調設備の修繕又は入替の際は、省エネルギー型の高効率空調設備の導入を行います。
4	2030 年（令和 12 年）度までに LED に変更可能な照明器具のうち、LED の割合を 100%とします。
7	2030 年（令和 12 年）度までに設置可能な施設等に太陽光発電システム（約 870kw 相当）を導入します。ただし、各年度の財政状況を見ながら判断します。
8	2030 年（令和 12 年）度までに EV、PHV、HV に代替可能な公用車のうち、EV、PHV、HV の割合を 20%とします。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、関係各課の長もしくは実務担当者と全庁一丸となって計画に取り組むとともに、国や県、関係機関等の情報収集を行いながら、計画の取組を着実に推進します。

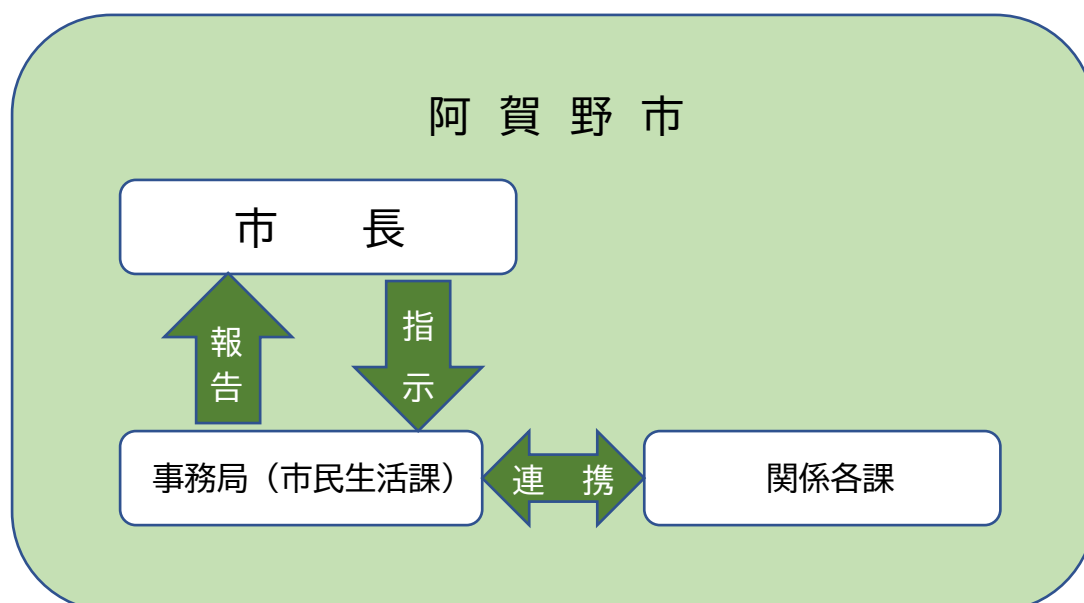


図 7 阿賀野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を毎年度繰り返すことによって本計画の推進を図ります。

①毎年度のPDCA

本計画の計画推進状況は、定期的に報告を行います。

また、その結果を整理して次年度の取組の方針につなげます。

②見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

原則、毎年度進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期2026年（令和8年）度に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年（令和9年）度に本計画の改定を行います。

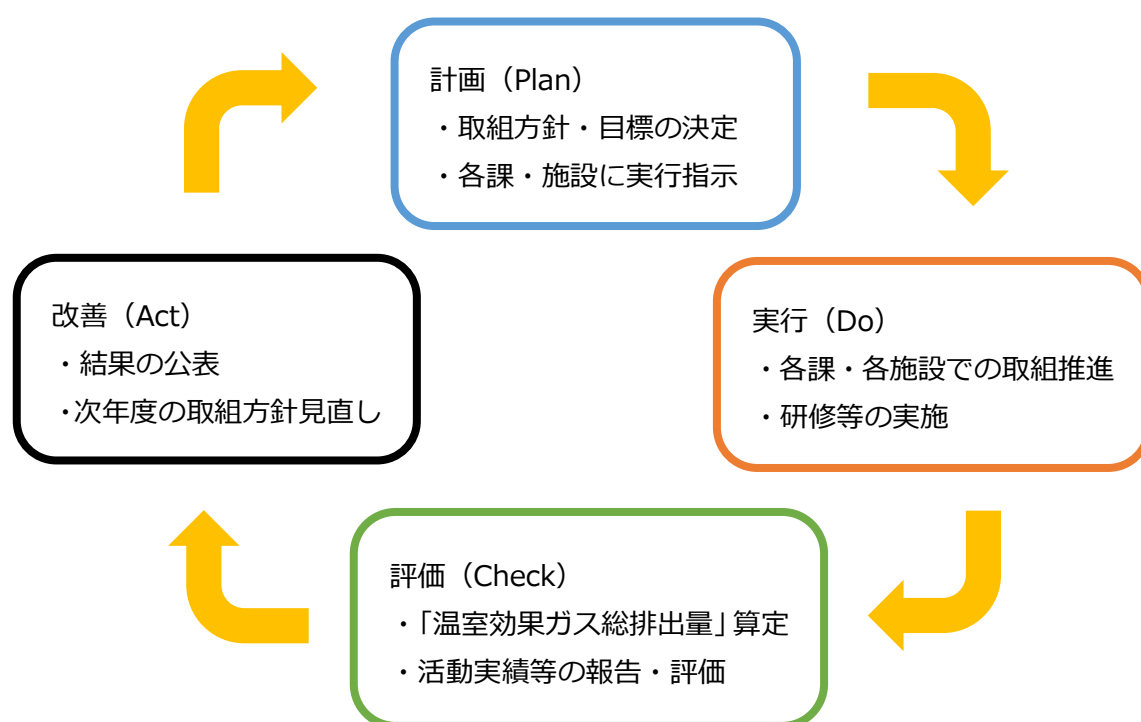


図 8 毎年のPDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、市の広報紙やホームページ等で毎年度公表します。

7. 参考資料

対象施設一覧

総務課	神山駅前駐輪場、市役所・水原保健センター 職員駐車場（井上土木裏）、職員駐車場（国道沿い） 水原駅前駐輪場、安田 I C トイレ、京ヶ瀬駅駐輪場 京ヶ瀬支所、笹神支所
危機管理課	水防倉庫（岡山町）、阿賀野川防災ステーション
市民生活課	阿賀野市環境センター、阿賀北葬斎場
健康推進課	あがの市民病院、笹神保健センター
社会福祉課	神山ふれあいの家、阿賀野市福祉会館、やすだ児童クラブ
高齢福祉課	デイサービスセンターおおむろの丘、保健福祉センター京和荘 デイサービスセンター第二永寿園 デイサービスセンター第二むすびの里 デイサービスセンター第二わかばの里 デイサービスセンターむすびの里
生涯学習課	阿賀野市安田 B & G 海洋センター、旧前山小学校 歴史民俗資料館、旧大和小学校、京ヶ瀬屋内運動場 京ヶ瀬体育館、五頭連峰少年自然の家 笹神屋内運動場、笹神体育館、市立図書館、水原屋内運動場 水原公民館、水原総合体育館、水原テニスコート、水原野球場 立川記念屋内球技練習場、ふれあい会館、安田交流センター 安田体育館、吉田東伍記念博物館、旧分田小学校 旧阿賀野市安田公民館
農林課	うららの森農園、京ヶ瀬地区農産物加工センター 阿賀野市グリーンアクアセンター、阿賀野市ゆうきセンター 笹神地区農産加工所、分田農村環境改善センター
商工観光課	宝珠温泉保養センターあかまつ荘、市場管理事務所 五頭山麓うららの森、奥村杉キャンプ場、小島観光駐車場 五頭山麓いこいの森、水原代官所、どんぐりの森キャンプ場 水原ふるさと農業歴史資料館、やまびこ通り駐車場 ゆうきふれあい即売所、リズム・ハウス瓢湖

公園管理事務所	赤坂地区コミュニティ公園、赤坂堤農村公園、あがの池公園 赤松山森林公園、岩瀬の清水公園、籠尻川河川公園、風の丘 京ヶ瀬工業団地記念公園、久保山水禽公園、駒林農村公園 下里桜つつみ公園、下山口農村公園、天神堂農村公園 天朝山公園、阿賀野川ホリスティックパーク、せせらぎ緑道 出逢いの広場、天朝山文化交流の家、藤堂コミュニティ公園 特産品販売センター、都辺田川親水公園、どんぐりの森 瓢湖憩の家、瓢湖水きん公園、白鳥の里、白鳥観察舎 傷病白鳥収容舎、堀越農村公園、緑岡第一公園、やすらぎの森 大和地区農村公園、渡場親水公園
建設課	道の駅あがの、緑岡雨水ポンプ場
上下水道局 (上水道)	赤坂山配水池、赤松配水ポンプ場、いこいの森配水場 大室浄水場、上下水道局、ツベタ配水池、中山ポンプ場 羽黒配水場、畑江配水場、福永配水場、村杉加圧ポンプ場 渡場水源地、渡場水源地取水場、渡場第二浄水場、村杉配水池
上下水道局 (下水道)	安田浄化センター、大和地区農業集落排水処理施設 横峰中継ポンプ場
学校教育課	安野小学校、神山小学校、京ヶ瀬小学校、京ヶ瀬中学校 京ヶ瀬幼稚園、笹岡小学校、笹神中学校、水原小学校 水原中学校、堀越小学校、安田学校給食センター 安田小学校、安田中学校、旧安田幼稚園
消防	消防本部・かがやき分署、消防器具置場、高田ポンプ

阿賀野市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 5 年 10 月

令和 7 年 2 月改訂

阿賀野市 民生部 市民生活課